

一 汚標（みおつくし）たる瀬戸内法へ

北村 弘行

一 瀬戸内海のおゆみ

一九五二（昭和二七）年、対日平和条約、日米安全保障条約がそれぞれ発効した。瀬戸内海沿岸の浅海域では復興の本格化による干拓・埋立てが始まっており、工場からの排水流入が増加してきた。その結果、富栄養化現象というそれまでは陸水学の分野で使われていた用語が社会化してきたのがこの頃の特徴である。

一九五五（昭和三〇）年頃から高度経済成長政策の流れに乗り、瀬戸内海は姿を変え始める。漁業者が生活の場として接していた瀬戸内海に赤潮がしばしば見られるようになり、海の異変が広く知れわたるようになってきた。

二 瀬戸内海に赤潮発現 一九五五（昭和三〇）年～一九六〇（昭和三五）年

一九五五（昭和三〇）年八月頃から岡山で人工栄養児の死亡事故がみられ、使用していた森永粉ミルクにヒ素含有を発見した。その後各地で同様の患者が続発してきた。

国は八月二六日の閣議で四日市・徳山・岩国にある旧海軍の燃料廠を昭和石油株、出光興産株、日本鉱業株及び三井石油化学株に払下げを了解した。

一九五六（昭和三一）年には熊本県水俣湾の魚介類常食者に奇病が発生し、工場排水との関係が問題化されはじめた。一九五八（昭和三三）年一二月には公共用水域水質保全法、工場排水等規制法が公布された。

公衆衛生面から当時の状況を見ると、都市におけるし尿の処理体系は肥料として土地還元することが忌避され、

他方下水処理施設の不備とがあいまって、安易な海洋投棄の手法が励行されていた。このためし尿の海洋投棄による東京湾、大阪湾での環境汚染が課題となっていた。

一九五九（昭和三四）年、八幡製鐵株戸畑工場で、日本最大の高炉として一、五〇〇トン高炉が稼動するようになった。年も押し寄せまった十一月、水俣病問題で漁民一、五〇〇人が新日本窒素株水俣工場に乱入し警官隊と衝突している。

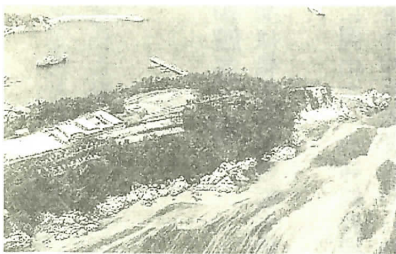
この時期、大阪湾奥、広島湾奥、紀伊水道西岸に見られた赤潮は徳山湾、備後灘北岸、周防灘北岸、燧灘南岸にも多く発生するようになる。

「岩戸景気」とよばれる社会情勢の陰で、住民の生活が蝕まれる兆候が目にとまることが多くなってきた。

三 復興、重化学工業化と赤潮頻発 一九六〇（昭和三五）年～一九六五（昭和四〇）年

敗戦からの復興を柱にしてきたわが国は、一九六〇（昭和三五）年一二月に閣議は「国民所得倍增計画」を決定し、その後の「高度成長政策」が始まった。一九六一（昭和三六）年十一月に通産省は出光興産株に山口県徳山地区、三菱化成工業株には岡山県水島地区で各石油化学センター設立認可の方針を決定した。一九六二（昭和三七）年一月に環境汚染の兆候を警告するともいえる、中性洗剤の有害性を東京医科歯科大、柳沢教授らが指摘して波紋を広げた。運輸省は新産産都市建設促進法をうけて一九六三（昭和三八）年度から一九七〇（昭和四五）年度までの港湾埋立てを主体とする、臨海工業地帯開発計画を九月に発表した。

一九六三（昭和三八）年七月、閣議は新産産都市に瀬戸内海沿岸で岡山県水島・徳島・愛媛県東予・大分の四ヶ所、工業整備特別地域に瀬戸内海沿岸で播磨（兵庫県）



赤 潮

・備後（岡山県及び広島県）・周南（山口県）の三ヶ所指定を決定した。

この年から火力発電量が水力を凌駕するようになり、わが国は火主水従の発電方式が決定的となった。
一九六四（昭和三九）年七月、国鉄の広島・小郡間の電化が完成し、山陽本線が全線電化となった。
赤潮は徳山湾、広島湾奥、備後灘、周防灘などで頻発するようになった。

四 高度経済成長と排水流入増加 一九六五（昭和四〇）年～一九七〇（昭和四五）年

瀬戸内海は海底にはヘドロが堆積し、油臭魚や変形魚が多く獲れるようになった。赤潮は発生海域の拡大、大規模化、悪性化等々を示すようになった。

一九六五（昭和四〇）年は公害審議会令が公布された。一九六七（昭和四二）年四月に岡山大、小林純教授が萩野昇医師との共同調査の結果として、富山県の奇病（イタイイタイ病）は三井金属鉱業（株）神岡鉱業所からの排水が原因と発表した。翌年三月、厚生省委託研究班は、富山県下のイタイイタイ病の主因は三井金属鉱業（株）神岡鉱業所排出のカドミウムと発表した。

産業界においても、沿岸海域の汚染は高い関心事となった。株神戸製鋼所は、東京湾・伊勢湾・瀬戸内海・九州沿岸に立地する火力発電所の復水器冷却水質調査を季節・潮時を変えて行なっている。『神戸製鋼技報』、一九六四、一九六五』によると、瀬戸内海沿岸一四ヶ所の発電施設のうち大阪、堺の発電所は清浄海水に比較して異常なほどの汚染成分を含み、大阪地区の海水は汚染度が大きいと報告している。

一九六九（昭和四四）年一二月に日本BHC工業会は有機塩素系農薬BHC・DDTの製造中止を決定する。
一九七〇（昭和四五）年五月、本州四国連絡橋公団が設置された。一二月の参議院本会議は公害関係一四法案（公害対策基本法改正法・公害犯罪処罰法・水質汚濁防止法・海洋汚染防止法案など）を可決、成立した。水環境に対処する法律がここに誕生した。環境の危機が一挙に溢れ出した状況をしめしている。この年、社会情勢は

「いびなぎ景気」の終りを告げた。

五 瀬戸内海環境保全臨時措置法公布のころ

一九七一（昭和四六）年の二月に愛媛大、立川助教教授らはPCBが鳥・魚類の体内にも蓄積されていると発表した。七月に環境庁が設置される。九月には中央公害対策審議会が発足する。この年、環境白書によれば沿岸海域の汚染発生確認数は一、六二一となり昭和四五年に比べ三、三倍に増加したとのべている。

一九七二（昭和四七）年の三月に中央公害対策審議会は環境庁にし尿・重金属廃棄物の沿岸五〇カイリ以内投棄禁止など、初の海洋投棄基準を答申した。六月に自然環境保全法が公布された。

八月になって播磨灘に未曾有の赤潮が発生し、養殖ハマチ一、四〇〇万尾が斃死し金額にして七一億円に達する漁業被害を受けた。大きな社会問題に発展して、瀬戸内海環境保全臨時措置法の制定にまで至った。

九月には通産省が全国八地域のコンビナート環境保全調査結果を発表した。

この年に有名なローマクラブの報告書「成長の限界」が刊行された。
一九七三（昭和四八）年三月、三菱金属鉱業（株）は生野鉱山、住友金属鉱山（株）は別子銅山を閉山し六月に厚生省は水銀汚染六二水域と週間水銀摂取基準を発表した。衆議院本会議で水銀・PCB汚染に関して緊急質問が行なわれ、首相は全面使用禁止を表明した。

一〇月二日に瀬戸内海環境保全臨時措置法が、五日に公害健康被害補償法が公布された。
第一次オイルショックが始まった。この年は出光石油化学（株）徳山工場など石油コンビナートの爆発事故が続発した。

六 生きてきた瀬戸内海

一九五〇（昭和二五）年六月二五日未明、朝鮮半島三八度線全域において南北朝鮮軍が全面的な戦争状態に入り、朝鮮戦争が始まる。日本は特需が五年続き、「特需景気」と呼ばれ敗戦後日本の重化学工業復興に予期しなかった支援となった。それと引き換えかこの時期にアメリカ軍は沖繩基地の恒久化を推進した。

瀬戸内海にみられる水質汚濁現象の多様性と進行は、下水処理を中心とした古典的環境対策をはるかにしのぐものであったといえよう。有機水銀騒ぎ・PCBの問題・カドミウム汚染などに加え、し尿成分の蓄積など新旧混在した要因で海域は汚濁の過負荷、富栄養化や海底表面における生物多様性に対する変化等々の事態を背負うことになる。この終着ともいえるのが悪性赤潮の発生と漁業被害の出現であった。

瀬戸内海を生活の場としてきた漁業者は赤潮や変形魚等の現象に補償を求め、その因果関係の解明を水産・海洋物理・公衆衛生をはじめ化学工学等の研究者に求めてきた。研究者はこれに対処するため瀬戸内海の環境変化とその影響について精力的な調査研究を進めてきたと言えよう。そこには異なった研究分野間の協働研究体制が大きな役割を担ってきたことがあげられる。

戦後の復興から所得倍増、高度経済成長にと瀬戸内海沿岸の人々は力を注いできた。その『光』と『影』が『瀬戸内海環境保全臨時措置法』としてスクリーンに投影されたといえよう。

【附記】 赤潮訴訟

一・昭和五〇年一月二三日、徳島県鳴門市北灘町のハマチ養殖業者四二名、及び昭和五七年七月一〇日、香川県大川郡引田町及び小豆郡内海町のハマチ養殖業者ら七二名が①ハマチへい死の損害賠償三九億九、三四五万三、三三一円 ②工場排水中の窒素・リンの排出差止めの訴えを高松地方裁判所へ提起した。

二・被告は国・兵庫県・岡山市・高松市と播磨灘北岸に立地する一〇社（新日本製鐵株・株神戸製鋼所・製鉄化

学工業株・多木化学株・日本触媒化学工業株・ダイセル化学工業株・出光興産株・鐘淵化学工業株・武田薬品工業株・関西熱化学株）である。（順不同）

三・裁判所が採用した鑑定人・・・岩崎英雄氏、村上彰男氏。

四・昭和六〇年七月三〇日、第九三回口頭弁論期日に原告、被告双方が最終準備書面を提出し、結審する予定で訴訟進行がはかられていたが、一方、同年春頃より原告側から裁判所に対して和解斡旋の要請がなされていた。七月三〇日口頭弁論終了後、裁判所、原告代理人及び被告一〇社代理人による合議の結果、和解が成立した。提訴以来一〇年が経過していた。

（きたむら ひろゆき）

元社瀬戸内海環境保全協会参与